**平成２２年（フ）第２１７６号**
札幌市西区八軒５条西５丁目１番36―31号
債務者　坪田　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２３６６号**
札幌市北区北25条西６丁目３番25号　中島荘３号
債務者　西野　直子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４２８号**
北海道石狩郡当別町春日町82番地３　町住34号
債務者　喜多見晴男
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４６８号**
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　南４条ユニハウス202号
債務者　阿部　雅樹
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２５５８号**
札幌市南区南33条西８丁目２番１号　メゾンドヒル33―Ｂ101号
債務者　飯田　博美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２５６５号**
札幌市南区南35条西10丁目14番５号
債務者　鈴木　雅也
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２６００号**
札幌市西区福井４丁目５番26号
債務者　福永　厚子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２６０６号**
札幌市白石区中央１条６丁目９番１―33号
債務者　小林　道之
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２６４６号**
北海道石狩市八幡４丁目41番地５
債務者　春日　敦子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２６５１号**
札幌市東区北20条東17丁目１番１号　ヒュース北20Ｂ202号
債務者　田中　裕子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２７４６号**
札幌市白石区北郷５条５丁目５番４号　カネサン山本建設内
債務者　萬徳　光雄
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２７９６号**
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番１―208号
債務者　幅岸　　渉
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３０６号**
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目18番地３　宮本住宅
債務者　木原　昭徳
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３８２号**
群馬県前橋市鳥取町875番地２
債務者　丸橋　陽子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第４４０号**
群馬県伊勢崎市赤堀今井町２丁目1105番地11
債務者　八坂　直子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第４６６号**
群馬県伊勢崎市国定町２丁目2413番地24
債務者　高瀬　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第４７３号**
群馬県前橋市三俣町２丁目11番地19　ハイツＭＩＳＵＺＵ202号
債務者　安藤　ゆき
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第４７４号**
群馬県伊勢崎市境中島264番地１
債務者　小林佐登史
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所